

⑩実用新案公報

④公告 昭和46年(1971) 9月9日

(全2頁)

1

2

⑤4カメラのシャッタブレ防止装置

- ①実願 昭43-63972
- ②出願 昭43(1968)7月27日
- ③考案者 今関幸夫
東京都江戸川区南小岩町8の10の6
- ④出願人 ペトリカメラ株式会社
東京都足立区梅田7の25の12

図面の簡単な説明

図面は本考案の実施の1例を示す斜面図である。

考案の詳細な説明

本考案はカメラ特に対物レンズ及びシャッタ機構を一体に含む鏡筒が、焦点合せと連動して前後退する型式のカメラに関し、シャッタレリーズ時におけるシャッタブレを防止することをその目的とする。以下図面に基いて本考案の実施の1例を説明する。

構成

符号1で示されるカメラ本体に基板2が固設され、これにヘリコイド3が遊嵌支承されており、これと噛合するヘリコイド内筒4を有する鏡筒5には、対物レンズ及びシャッタ機構その他所要の機構が適宜収容されている。更に鏡筒5の背面には前記基板2の孔を挿通するピン6、6・・・が設けられていて、これにより鏡筒5は回転を制限される。符号7は焦点合せ用の操作ダイヤルで、これを操作することによつて、歯車8、9、10を介して、前記ヘリコイド外筒3が回転し、これにより鏡筒5を軸方向に直進前後退させて、焦点合せを行うようになっている。30

符号11は常時上向きの復帰習性をスプリング12により付与されているレリーズ部材で、鏡筒5から突出しているレリーズバー13

これを回転させることによりシャッタのレリーズが行われるに固く取り付けられているクランクレバー14の一端に設けられているピン15を抱持している。

クランクレバー14の他端にはスプリング16の一端が取り付けられており、このスプリング16は前記ピン6、6・・・を囲繞して、その他端が基板2のピン17に固定されている。

5 而して、このスプリング16は前記クランクレバー14が図示の如く通常の状態にあるときはピン6、6・・・に何等作用を及ぼさないようになっている。

作用
シャッタレリーズ部材11をスプリング12に抗して押し下げてゆくと、これに伴つてクランクレバー14がレリーズバー13と共に一体に回転を始め、その結果スプリング6が引つばられて、ピン6、6・・・即ち鏡筒5を固定し、次に規定の回転量に達したレリーズバー13によりシャッタレリーズが行われる。15

効果

従つてシャッタレリーズが行われる際には、シャッタ機構を含む鏡筒5はスプリング16によつて固定されるため、シャッタブレを行す心配がない。

尚上記実施例は本考案の単なる実施の一形態を示すもので、例えば上記スプリング16は同様の効果を奏する弾性部材によつて置換可能であり、かつ、鏡筒5への弾性部材の作用のさせ方も任意であり、又レリーズ部材11を、クランクレバー14等を介してではなく、直接弾性部材に結合してもよい。本考案は上記の如き慣用手段による置換又は単なる設計変更の結果である全ての装置をその技術的範囲に包含するものである。

実用新案登録請求の範囲

対物レンズ及びシャッタ機構を一体に含む鏡筒が、焦点合せと連動して前後退する型式のカメラにおいて、シャッタレリーズ部材の初期の操作によつて弾性力を生ずる弾性部材を、該弾性力が前記鏡筒の固定のために作用するように設置したことを特徴とする、カメラシャッタブレ防止装置。35

